

第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 広 報 基 本 計 画 （案）

第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に向けて、「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会広報基本方針」に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に展開します。

- “すぐ出してみるか！”と一步踏み出して様々な形でスポーツや文化活動などに参加することを通じて、地元選手の活躍や大会の盛り上がりを肌で感じ、夢、勇気、感動を共有することにより、豊かで活力ある地域社会の実現につなげる広報
- 自然と共生しながら暮らす、長野県独自の豊かなライフスタイルなど、多彩な魅力を再認識するとともに、信州に秘められた新たな魅力“新信州”を発見していく広報

1 活動の指針

2 実施主体とその役割

- (1) 県は、全県的な広報活動を行うとともに、広く県内外に向けて長野県や大会の魅力を発信する。
- (2) 市町村は、それぞれの市町村における地域の特性に応じた広報活動を行い、開催競技や地域の魅力を発信する。
- (3) 関係機関・団体、企業、N P O、ボランティア団体等の様々な主体は、それぞれの活動の中で、その特性に応じた広報活動を行うとともに、必要に応じて県及び市町村の広報活動に参加、協力する。

3 広報の手法

(1)愛称・スローガン等による広報

大会に対するイメージアップと、大会への興味・関心を高めるため、大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- ア 愛称・スローガン等の制定及び普及
- イ マスコットキャラクターの制定及び普及
- ウ イメージソング等の制定及び普及

(2)各種広報物品による広報

各種広報物品の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- ア 大会広報誌の発行
- イ ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- ウ 広報グッズ、各種ガイドブックの作成
- エ 県・市町村、関係機関・団体、企業等の刊行物（広報誌等）の活用
- オ 新聞、雑誌等への記事掲載の情報提供

(3) 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及びSNSをはじめとした多様なメディアにより、迅速かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- ア 新聞、ラジオ、テレビ等による広報活動の推進
- イ 県や市町村の広報番組、各種団体等の広報媒体の活用
- ウ ホームページやSNS等の活用
- エ 競技会場地市町村や競技の特性に合わせた広報媒体の活用
- オ 時代に即した広報媒体の活用

(4) イベントによる広報

大会開催までの節目などにおいて啓発イベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- ア 誰でも参加できるスポーツイベント及び大会啓発イベントの開催
- イ 県や市町村、各種団体等が主催するイベントにおけるPR活動等の連携及び実施
- ウ 出前講座を活用した広報

(5) 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置し、来県者に歓迎の意を伝えるとともに、大会開催の広報に努める。

- ア のぼり、横断幕、懸垂幕の設置
- イ 広告塔、歓迎塔、広報看板、カウントダウンボード、歓迎アーチ等の設置

(6) 映像による広報

県民総参加による参加意識の高揚を図るため、映像を活用した広報を実施する。

- ア 先催県の大会映像等（DVD等）の貸出
- イ 広報用映像（DVD等）の制作、貸出、ホームページ上等での公開
- ウ 前回国体（やまびこ国体）の記録映像の貸出

(7) 記録映像等の制作

大会までの道のりや成果を永く記録にとどめ、県民の財産として未来へ継承するため、記録映像等を制作する。

- ア 大会記録映像（DVD等）の制作
- イ 大会記録写真集の制作

(8) 参加章等の作成

大会の開催を記念し、大会参加章や記念章を作成する。

- ア 参加章、記念章の作成

イ 記念グッズ等の作成

(9) その他広報

その他、「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会広報基本方針」に基づき、効果的な広報を実施する。

4 活動展開の考え方

(1) わかりやすい広報

各種ツールの作成やメディアの活用にあたっては、見る側や聞く側など、受け手に配慮した誰にでも伝わる、わかりやすい広報に努める。

(2) 媒体の特性に応じた広報

それぞれの広報媒体の強みを活かした広報に努める。

(3) 状況に応じた広報

発信する手法や時間、場所、タイミングに配慮した最も効果的な広報に努める。

(4) 様々な主体との連携、協働

県民総参加でつくる大会に向け、大会の広報については、みんなで取り組み、みんなで支え合うものとして、様々な主体との連携・協働のもとに展開する。

(5) 大会後につながる広報

県民一人ひとりが長野県の良さを再認識し、郷土の誇りをとして未来につなげるとともに、大会後も多くの方々が長野県を訪れていただけるよう、多彩な魅力の発信に努める。

(6) 受け手の声を反映する広報

広報活動を実施する際に、アンケート等の広聴の要素も含めた活動を心がけ、受け手の声を今後の広報活動や大会運営に活かすよう努める。

5 広報基本計画の進行管理

広報基本計画については、取組の進捗状況等を「広報・県民運動専門委員会」において毎年検証するとともに、必要に応じて、県準備委員会の常任委員会の議決を経て変更する。